

平成30年第1回定例会(平成30年3月12日)

総務企画消防委員会委員長 (首藤 正 委員長)

去る3月6日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました『議第1号 平成29年度別府市一般会計補正予算(第5号)』関係部分、ほか10件について、翌7日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、消防本部の『議第1号 平成29年度別府市一般会計補正予算(第5号) 関係部分』、『議第19号 別府市手数料条例の一部改正について』及び『議第34号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』であります。

当局から、『議第1号』の予算議案については、消防車両4台の購入に伴う入札や、消防署亀川出張所建替えに伴う建物の実施設計の入札により、それぞれ、入札差金を減額補正し、併せてこれらの事業に係る地方債を減額すること、また、『議第19号』及び『議第20号』の条例議案では、それぞれ政令が一部改正されたことに伴い、関係条例を改正しようとするものである旨の説明がなされました。特に委員から質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に総務課関係の『議1号 平成29年度 別府市一般会計補正予算(第5号)』では、庁舎議会棟議場音響整備等更新工事の入札に係る前払金が不要になったことに伴う繰越明許費の補正や、土地売払収入の増額補正、さらに決算見込みに係る所要額の調整に伴う減額補正に関し、詳細な説明がなされ、その説明はいずれも適切妥当なものであると認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

続きまして、職員課関係の『議1号』一般会計予算、『議第2号』及び『議4号』の各特別会計予算における職員人件費等の各追加額及び減額については、当局から、退職手当の追加補正については、当初定年退職者を28名と計上していたが、普通退職者が10名追加されたこと、臨時職員賃金の追加補正については、非常勤職員の年度途中の退職に臨時職員を充てたこと、共済費の減額補正については、臨時・非常勤職員の共済費の保険料率が確定したこと、報酬の減額補正については、保育士の応募が規定人数に達しなかったことや、その他の非常勤職員の年度途中の退職などによるものであるとの詳細な説明がなされた次第であります。

また、追加上程された『議第37号 別府市職員の給与に関する条例及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について』及び『議第38号 別府市職員の退職手当に関する条例等の一部改正につい

て』の2議案についても併せて説明がなされました。

これに対し委員から報酬の減額に関し、保育士が規定の人数に達しなかったことについて今後の処遇改善に向けた取組みは、との質疑に対し、当局から、現在保育士の非常勤職員の報酬は月額16万円であるが、平成30年度から月額1万円を値上げし、保育士の確保に向け関係課としっかり協議していきたい旨の答弁がなされたため、その説明を了とし、採決の結果、いずれの議案も全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に『議第17号 別府市税条例の一部改正について』であります。当局から、観光振興に係る安定的な自主財源の確保を目的に、施行日から5年の期間に限り入湯税の超過課税を行うための条例改正であり、その施行日は、平成31年3月31日までの間において、特別徴収義務者である旅館ホテル事業者及び旅行代理店の意見を参考に適切な時期を規則で定めるとの説明がなされました。

これに対し委員から、入湯税全体の使途のルールについて質疑がなされ、当局から、使途については、今後「別府のみらい検討会議」の中で公民一体となった新しい組織の在り方について提言をいただき、その組織の中で十分議論していくことになるが、観光のための有効な施策に使うことは当然ながら、1点目が温泉資源の保護・確保、2点目が宿泊客の快適性の確保、3点目に宿泊者の安全安心の確保等を柱として、納税者に納得、理解される使い方に努めることを原則に考えているとの答弁がなされました。委員は、観光客の利益になることを最優先に考え、納税者が参加しにくいような単発のイベントや、特定の観光事業者の利益になるようなキャンペーンといったものには使うべきではないとの意見に、当局からは、そういったものに使うことなく、観光客の意見も聞きながら、使途を検討する新しい組織の中でも十分に議論されることになるとの答弁がなされました。

また使途に関連し、約1.5億円が見込める超課課税分に対しては、基金として条例化され独自に運用されるということであるが、従前の観光予算に充当するのではなく、原則新しい観光振興の取組みに充てていくものであるとの理解でよいかとの質疑に、当局から使途を検討する新しい組織において検討されるべき事項であるが、そのように理解しているとの答弁がなされました。

さらに、使途を検討する新しい組織の人選については「別府のみらい検討会議」で闊達な議論が交わされていたように、別府の観光振興に対して辛らつな意見を述べる方にも参加してもらいたい旨の要望が出されました。

採決の結果、『議第17号』については、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして『議第18号 別府市税特別措置条例の制定について』では、地域

経済を牽引する事業者の支援として、当該事業者の固定資産税を3か年度、課税免除することができるようにするための条例制定であるとの説明がなされました。一部委員より反対する旨の意思表示がなされたものの、賛成多数で原案のとおり可決するものと決したところであります。

次に『議第20号 別府市税外収入金の督促手数料等の徴収に関する条例の一部改正について』及び『議第21号 別府市債権管理条例の制定について』では、『議第20号』が、税外収入金に係る延滞金の減免等を定めることに伴い、条例を改正するものであること、また『議第21号』が、本市における債権の取扱いを整理し、公平な市民負担と自主財源の確保に努め、健全な財政運営を図ることを目的とし、必要な事項を定めるための条例制定である旨の説明がなされました。これら2議案とも、当委員会ではその説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定したところであります。

次に、総合政策課の『議第1号』関係部分であります。当局から、広域行政に要する経費に関し、広域市町村圏事務組合に派遣している職員の人件費の精算により負担金を追加するもののほか、秋草葬祭場及び藤ヶ谷清掃センターに係る管理費の精算に伴う減額補正が、また「総合政策アドバイザーに要する経費」では、決算見込みに伴い、謝礼金などの不用額を減額。さらに「交通体系整備促進に要する経費」では「実証運行等委託料」の不用額を減額するものである旨の説明がなされました。これに対し委員から、総合政策アドバイザーに関し、予算残が生じていることについて説明を求めたところ、当局から、アドバイザー2名の謝礼金のほか、今年度の実績について説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、同じく『議第1号』に係る財政課関係部分では、歳入においては、今回の補正予算において、減額補正などの計数整理により歳入予算が歳出予算を超過したため、別府市財政調整基金繰入金金を4億8,240万円減額することが、また、別府市土地開発基金条例の廃止に伴い、同基金が保有する現金、約10億6千万円を一般会計に繰り入れるとの説明が、さらに競輪事業における今年度の決算見込みの剰余金の一部、1億円を一般会計に繰り入れるとの説明がなされました。

歳出においては、別府市公共施設再編整備基金に約3億7千万円を積立て、土地開発基金の廃止に伴い基金が保有する土地等を引き取るための経費、約6億8,800万円を計上するものである旨の説明がなされ、その説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、選挙管理委員会事務局の『議第1号』関係部分では、昨年10月22日に執行された第48回衆議院議員総選挙に係る執行経費の精算に伴う減額

の補正予算である旨の説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決定したところであります。

最後に、防災危機管理課の『議第1号』関係部分であります。当局から、業務継続計画いわゆるBCPの策定に関し、本計画の実効性を鑑み、当初の業者委託から職員による計画策定に変更したことにより、導入委託料の一部を減額すること、また、災害情報共有システムを県内統一で導入する事に伴い、同システムの導入委託料を減額するものである旨の説明が、さらに、災害時マンホールトイレの設置計画の変更により、それぞれ減額する旨の説明がなされました。これに対し委員から、業者委託から職員による計画策定に変更した理由について質疑がなされ、当局から、県の研修などに参加し研究する中、各課の事業を自らが把握し、協議する必要性等を重視したものである旨の答弁がなされました。

採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。